

審議案件 2 「介護予防支援事業者の指定について」

指定介護予防支援事業者の指定について（全 2 件）

- (1) 三島・庄栄地域包括支援センター（社会福祉法人秀幸福社会）
 (2) 茨木・中条地域包括支援センター（社会福祉法人慶徳会）

(1) 三島・庄栄地域包括支援センター（社会福祉法人秀幸福社会）			
東 圏 域	指定基準	日常生活圏域	事業開始年月日
	適合（別紙のとおり） 2 ページ	東圏域（別紙のとおり） 3 ページ	令和 3 年 4 月 1 日
	法人名称	法人所在地	代表者職氏名
	社会福祉法人 秀幸福社会	茨木市庄二丁目 7 番 35 号	理事長 中尾 巖
	事業所名称	事業所所在地	周辺地図
	三島・庄栄地域包括支援センター	茨木市西河原二丁目 17 番 4 号	別紙のとおり 4 ページ
	管理者	担当職員等	事業運営規程
	常勤、社会福祉士兼務	社会福祉士 1 人（常勤兼務 1 人） 看護師 1 人（常勤専従 1 人） 主任介護支援専門員 1 人（常勤専従 1 人） 介護支援専門員 1 人（常勤専従 1 人）	別紙のとおり 5 ページ～ 8 ページ
(2) 茨木・中条地域包括支援センター（社会福祉法人慶徳会）			
中 央 圏 域	指定基準	日常生活圏域	事業開始年月日
	適合（別紙のとおり） 2 ページ	中央圏域（別紙のとおり） 3 ページ	令和 3 年 4 月 1 日
	法人名称	法人所在地	代表者職氏名
	社会福祉法人 慶徳会	茨木市見付山一丁目 3 番 29 号	理事長 大和 治文
	事業所名称	事業所所在地	周辺地図
	茨木・中条地域包括支援センター	茨木市駅前三丁目 2 番 2 号 晃永ビル 5 階 505 号室	別紙のとおり 9 ページ
	管理者	担当職員等	事業運営規程
	常勤、社会福祉士兼務	社会福祉士 1 人（常勤兼務 1 人） 保健師 1 人（常勤専従 1 人） 主任介護支援専門員 1 人（常勤専従 1 人） 介護支援専門員 1 人（常勤専従 1 人）	別紙のとおり 10 ページ～ 13 ページ

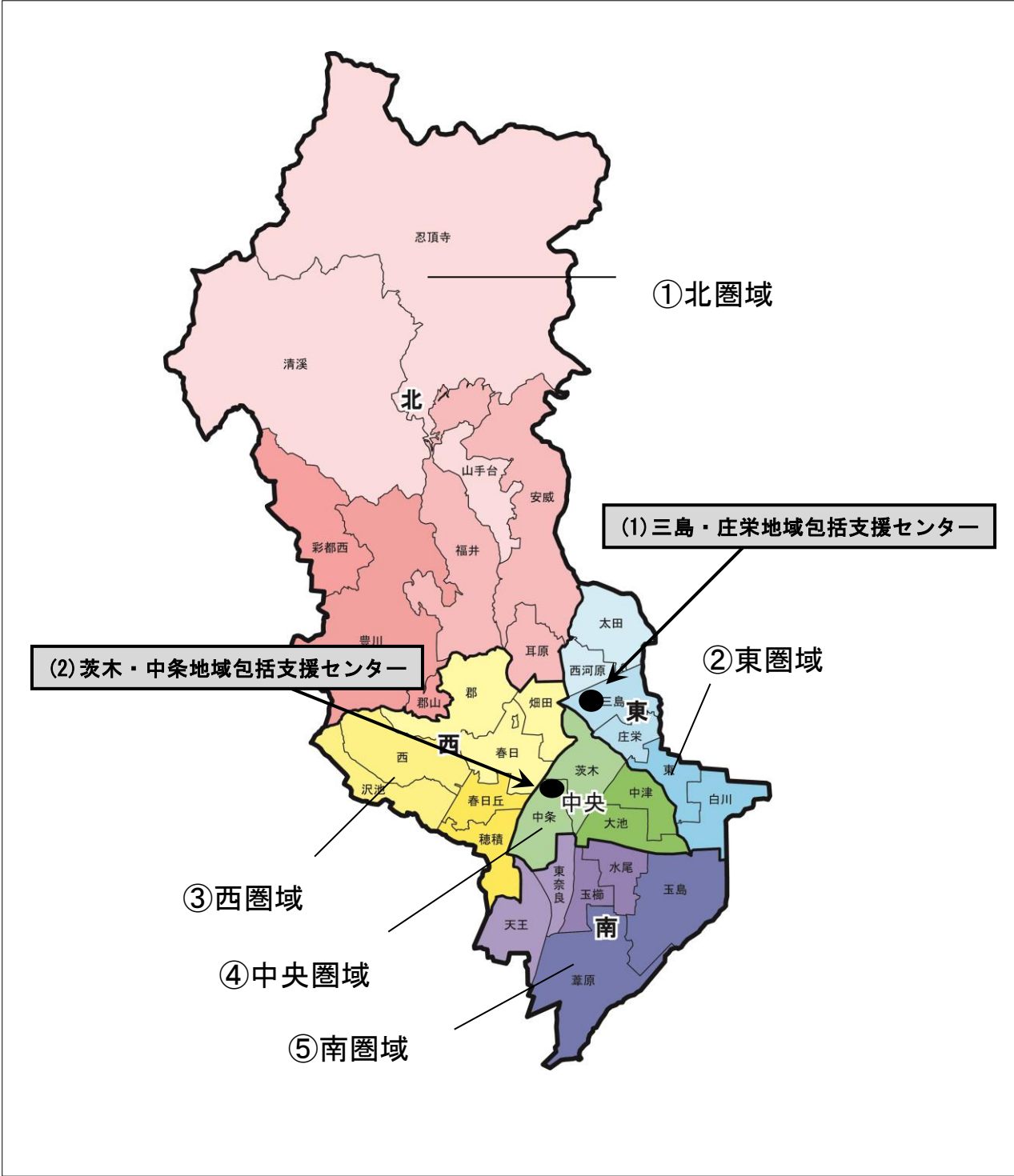
指定介護予防支援事業者の指定について

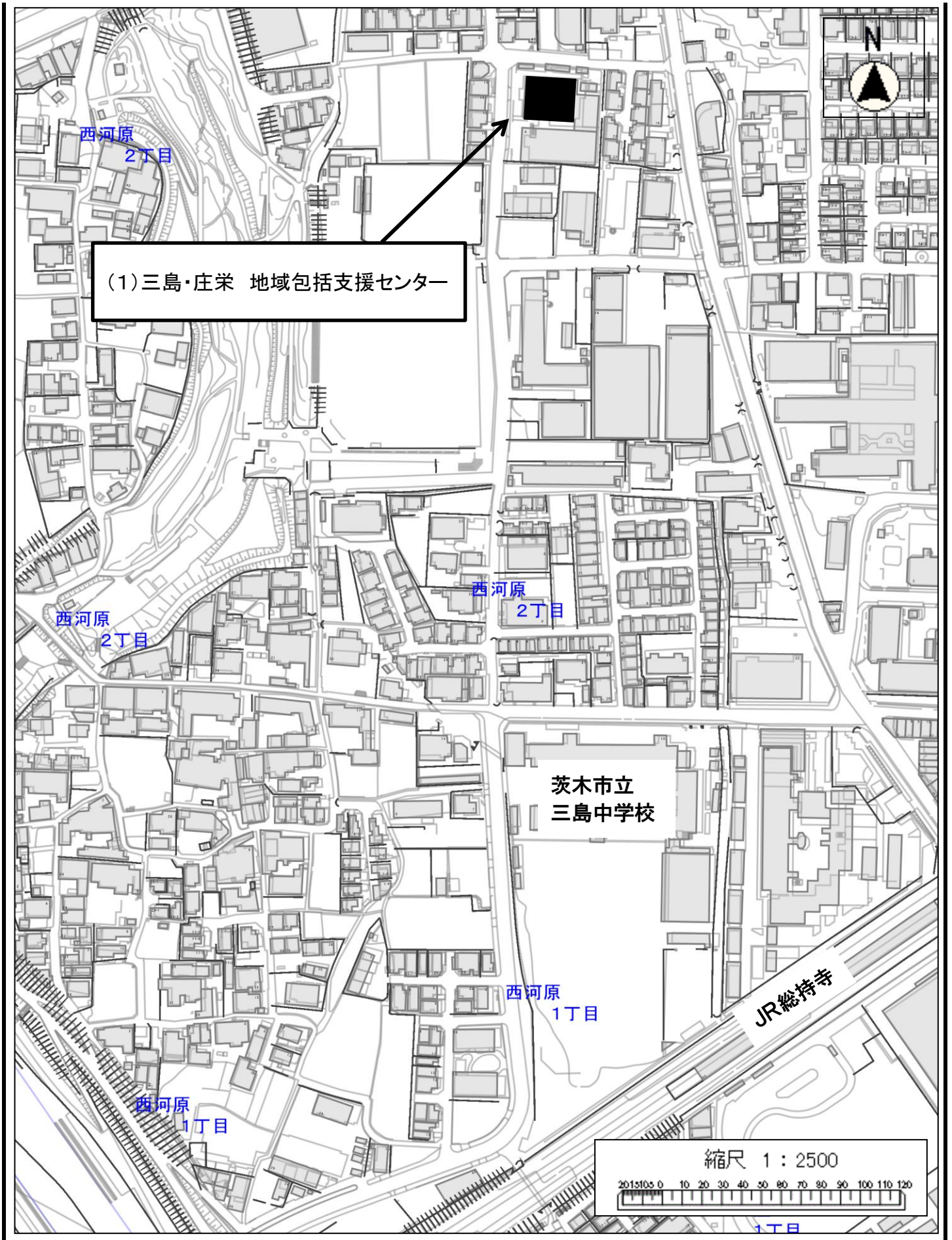
(介護予防支援事業者の指定申請)

名称	(1) 三島・庄栄地域包括支援センター (2) 茨木・中条地域包括支援センター	
	介護予防支援人員・設備・運営基準	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要支援者の希望等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、介護予防サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。 	
人員基準	管理者	<ul style="list-style-type: none"> 専らその職務に従事する常勤の者であること。 ※事業所の管理に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができる。
	従業者	<ul style="list-style-type: none"> 担当職員：指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を1以上 ※当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職員等との兼務可
設備基準	個別基準	<ul style="list-style-type: none"> 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。
		<ul style="list-style-type: none"> 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、指定介護予防支援の業務に支障がない場合には、地域包括支援センターが行う他の事業の用に供する事務室又は区画と同一のものであっても差し支えない。 相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保すること。 ※他の事業所及び施設等と同一敷地内にある場合であって、指定介護予防支援の事業及び当該他の事業所及び施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所及び施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる。

注：○は申請内容が指定基準を満たしていることを示す。

日常生活圏域





【三島・庄栄地域包括支援センター運営規程】

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人秀幸福祉会が設置する三島・庄栄地域包括支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の担当職員は、要支援者が介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要支援者の依頼を受けて、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

2 事業の実施に当たっては、茨木市及び地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るとともに、公正中立に行うこととする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 三島・庄栄地域包括支援センター
- 二 所在地 茨木市西河原二丁目17番4号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤1名、担当職員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定介護予防支援の提供に当たるものとする。
- 二 担当職員 4名（常勤4名、うち1名管理者と兼務）
担当職員は指定介護予防支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、1月1日から1月3日までを除く。

二 営業時間 午前9時00分から午後5時15分までとする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- 一 利用者の相談は事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行う。
- 二 利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。
- 三 サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画（以下「計画」という。）を作成する。
- 四 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- 五 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。
- 六 その他具体的には「茨木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成26年茨木市条例第33号）に従って実施する。

(指定介護予防支援の利用料等)

第7条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準（介護報酬の告示上の額）によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料を徴収しない。

- 2 提供した指定介護予防支援について法定代理受領サービス以外の利用料の支払を受けた場合、領収書及び指定介護予防支援提供証明書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、茨木市東圏域 三島・庄栄エリアとする。

(苦情処理)

第9条 指定介護予防支援の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定介護予防支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善

を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した指定介護予防支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(個人情報の保護)

第11条 事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での指定介護予防支援の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、指定介護予防支援の提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

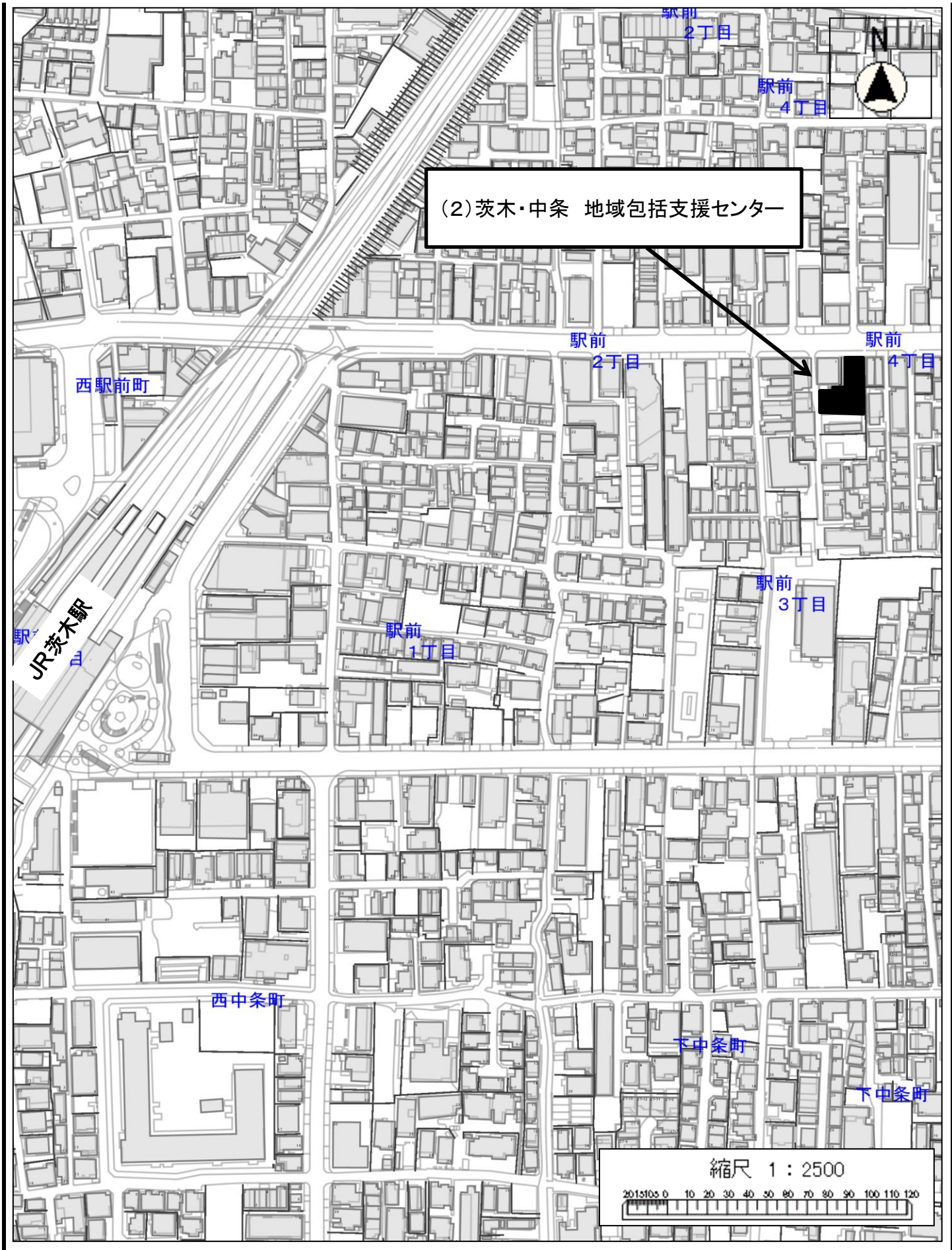
(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、担当職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執務体制についても検証、整備する。

- 一 採用時研修 採用後2か月以内
 - 二 継続研修 年1回
- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
 - 5 事業所は指定介護予防支援の提供に関する諸記録を整備し、当該記録等に係る介護予防サービス計画に基づく指定介護予防支援が完結した日から5年間は保存するものとする。
 - 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 秀幸福社会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。



【茨木・中条地域包括支援センター運営規程】

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 慶徳会が設置する茨木・中条地域包括支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の担当職員は、要支援者が介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要支援者の依頼を受けて、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

2 事業の実施に当たっては、茨木市及び地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るとともに、公正中立に行うこととする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 茨木・中条地域包括支援センター
- 二 所在地 茨木市駅前三丁目2番2号 晃永ビル5階 505号室

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤1名、担当職員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定介護予防支援の提供に当たるものとする。
- 二 担当職員 4名（常勤4名、うち1名管理者と兼務）
担当職員は指定介護予防支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日ま

を除く。

二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

ただし、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- 一 利用者の相談は事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行う。
- 二 利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。
- 三 サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画（以下「計画」という。）を作成する。
- 四 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- 五 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。
- 六 その他具体的には「茨木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成26年茨木市条例第33号）に従って実施する。

(指定介護予防支援の利用料等)

第7条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準（介護報酬の告示上の額）によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料を徴収しない。

- 2 提供した指定介護予防支援について法定代理受領サービス以外の利用料の支払を受けた場合、領収書及び指定介護予防支援提供証明書を交付する。

(通常の実業の実施地域)

第8条 通常の実業の実施地域は、茨木市中央圏域 茨木・中条エリアとする。

(苦情処理)

第9条 指定介護予防支援の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定介護予防支援に関し、介護保険法第23条の規定により茨木市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は茨木市の職員か

らの質問若しくは照会に応じ、及び茨木市が行う調査に協力するとともに、茨木市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した指定介護予防支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに茨木市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事業所は、前項の損害賠償を行うために、損害賠償保険に加入する。

(個人情報の保護)

第11条 事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での指定介護予防支援の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、指定介護予防支援の提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを茨木市に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、担当職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執務体制についても検証、整備する。

一 採用時研修 採用後2か月以内

二 継続研修 年1回

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

4 事業所は、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

5 事業所は指定介護予防支援の提供に関する諸記録を整備し、当該記録等に係る介護予防サービス計画に基づく指定介護予防支援が完結した日から5年間は保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 慶徳会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。